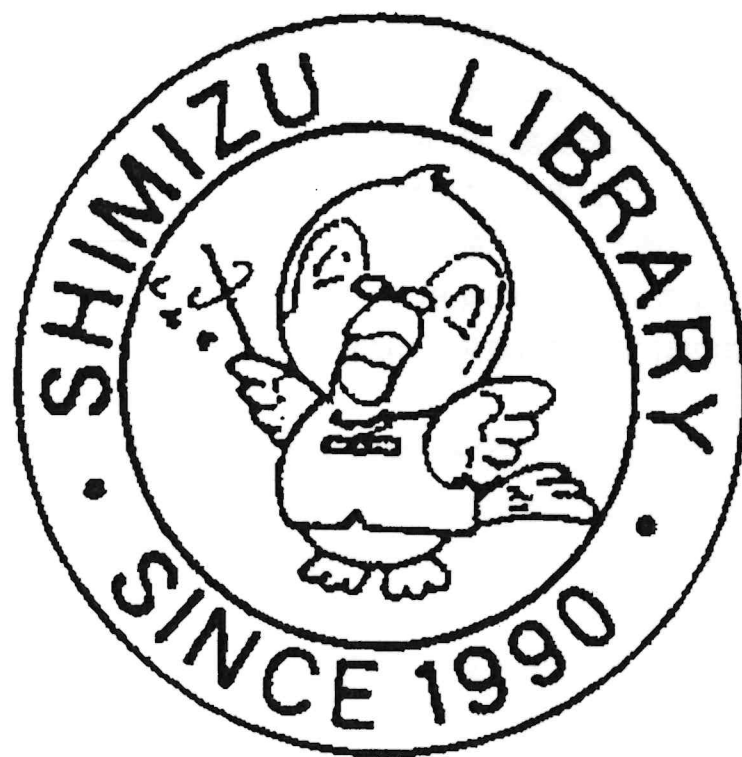


# 清水町子どもの読書活動推進計画

第2期（令和8年度～令和12年度）



清水町教育委員会

## 目 次

### 第1 清水町子どもの読書活動推進計画の基本的考え方

1 計画策定の目的	.....	1
2 計画策定の基本	.....	1
3 計画期間	.....	1
4 計画の対象	.....	1
5 子どもの読書活動の現状と課題	.....	2
6 計画の体系図	.....	3

### 第2 子どもの読書活動推進のための方策

<b>1【基本目標1】社会全体での子どもの読書活動の推進</b>	.....	4
1-1 家庭における読書活動の推進	.....	4
1-2 地域における読書活動の推進	.....	4
ア 図書館での読書活動の推進	.....	4
イ こども園での読書活動の推進	.....	5
ウ 地域での読書活動の推進	.....	5
1-3 学校等における読書活動の推進	.....	5
<b>2【基本目標2】子どもの学びを支える読書環境の整備</b>	.....	7
2-1 地域における読書環境の整備	.....	7
ア 図書館の資料の充実・施設の整備	.....	7
イ こども園の取組	.....	7
ウ 保健福祉課と子育て支援課の取組	.....	7
エ ボランティアの取組	.....	8
2-2 学校等における読書環境の整備	.....	8
資料 「子どもの読書活動の推進に関する法律」	.....	9
「心響」	.....	11
「しみず教育の四季」	.....	12
令和7年度「子どもの家庭での読書環境等に関する調査」結果	.....	13

# 第 1 「清水町子どもの読書活動推進計画」の基本的考え方

## 1 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」とし、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境整備を図ります」を基本理念とします。

この計画は、「第 1 期計画」に引き続き、子どもが読書習慣を身に付け、自主的に読書活動を行うことができるよう、地域社会全体で積極的にその環境整備を図ることを目的とし、乳幼児期から読書に親しむ機会を作り、生涯に渡る読書習慣を形成するための環境づくりを整備します。また、子どもの読書活動に関する理解や関心を深めるため、小中学校での読書啓発、地域の読書活動グループの活動や交流を支援し、関係団体、機関相互の連携を深め、子どもたちが本に触れ、本に親しみ、本から学ぶことができる読書環境をつくります。

## 2 計画策定の基本

この計画は次の考え方を基本に策定します。

- (1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」を基本とします。
- (2) 国及び北海道の子ども読書活動基本計画に沿ったものとします。
- (3) 「子どもの読書活動」を促進するための諸条件を整備します。
- (4) 新たな施策に限らず、既存の計画についても見直しを行い、施策の充実・拡充を図ります。

## 3 計画期間

この計画は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間とします。

## 4 計画の対象

清水町の乳児・幼児・小中高生など、0 歳からおおむね 18 歳までの住民。またそれらに関わる者。

## 5 子どもの読書活動の現状と課題

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館（室）に、学年が上がるにつれて通わなくなり、本を借りる冊数も少なくなっている。</li> <li>・学年が上がるにつれ、読書時間が減り、読書好きな人が減っている。</li> <li>・公共図書館は、8割の人がほとんど利用してなく、本の貸出も少ない。</li> <li>・3割の家庭では、家にほとんど本を置いていない。</li> <li>・4割の家庭が新聞をとっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット・SNSの普及により、子どもに限らず、大人も活字離れが進んでいる。</li> <li>・地域に書店がないため、本にふれる機会が減っている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町立図書館でのおはなし会に、7割の人（幼児）は参加したことがない。</li> <li>・家庭での子ども（幼児）への読み聞かせは、4割の人が月3回以下である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読み聞かせボランティアなど、地域ボランティアの担い手が不足している。</li> <li>・読書活動は、言葉を学ぶ以外にも、感受性、表現力、創造力を豊かにするために幼少期からの取組が大切なことへの理解不足。</li> </ul>

\*令和7年度清水町「子どもの家庭での読書環境等に関する調査」より

## 6 計画の体系図

この体系図は、子どもの読書活動の推進に関する法律の基本理念の下、地域社会全体で取り組む読書活動の推進と、読書環境の整備の体系を示しています。

子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

北海道教育推進計画

北海道子どもの読書活動推進計画

清水町社会教育計画

### 清水町子どもの読書活動推進計画（第2期）

#### 基本理念

「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境整備を図ります」

【基本目標1】  
社会全体での子ども  
の読書活動の推進

1-1 家庭における読書活動の推進

1-2 地域における読書活動の推進

1-3 学校等における読書活動の推進

【基本目標2】  
子どもの学びを支え  
る読書環境の整備

2-1 地域における読書環境の整備

2-2 学校等における読書環境の整備

## 第2 子どもの読書活動推進のための方策

本計画では、計画の体系を踏まえて、2つの「基本目標」と5つの「推進方策」を示し、それぞれに対応した目標指標を設定します。

### 1【基本目標1】社会全体での子どもの読書活動の推進

#### 1-1 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活の中で形成されるものであり、親や家族が読み聞かせを行うなど、一緒に読書を楽しむ姿を見せることで、子どもが読書を身近なものとして親しむ生活環境ができます。子どもが読書に興味を持つために、いつも身近に本がある環境づくりを行い、読書が生活の中で習慣となる事が大切です。

また、家庭で本を通じコミュニケーションをとることで、子どもの成長に応じた読書のきっかけがつけられ、読書への興味や関心を引き出すことが望まれます。

##### 【具体的な取組】

- ・家庭での読書時間づくりを呼びかけます。
- ・乳幼児から本に親しみ、また、親による読み聞かせが行われるよう親子で本に親しむ機会を提供します。
- ・「しみず教育の四季」で推奨している「読書の日」「夕べの読書」の啓発を行います。

#### 1-2 地域における読書活動の推進

##### ア 図書館での読書活動の推進

図書館は、町民の誰もが読書の楽しみを得ることができる場所であるとともに、読書全般に関する相談や要望に応じる施設として、重要な役割を担っています。また、本の情報を手軽に入手でき、選びやすく借りやすい環境の整備や、読書活動を行う団体やグループの支援、図書館の諸活動を支援するボランティアに対して学習機会の提供を行うことも大切な役割です。また現在、清水町に書店がないことから、身近に本に触れられる場所として重要となっています。

##### 【具体的な取組】

- ・図書館に訪れて本を選んだり、家族や友だちと過ごしたりできるような、親しみやすく、行ってみたくなるような環境を整備します。
- ・多様な本の展示を行い、本に対する子どもの興味を広げます。
- ・読書の大切さ、楽しさを伝えるため、おはなし会や講演会などの実践的な事業を開催します。
- ・社会や仕事について学び、図書館への興味につながるよう、職場体験や図書館見学の受入れを行います。

## イ こども園での読書活動の推進

遊びの中に絵本や物語を取り入れることで、子どもたちの言葉は磨かれ、未知のものに対する興味や好奇心が高められ、感性が養われます。

### 【具体的な取組】

- ・子どもの成長過程のなかで、身近に本があることでいつでも本を手にとることができ、読書習慣を身に付け、興味、好奇心、感受性を高めるよう支援していきます。
- ・図書館と連携をとり、移動文庫、行事等を行い、子どもたちに読書の場を提供します。

## ウ 地域での読書活動の推進

子どもたちが読書への関心と興味を持つ原動力の一つは、大人が読書をしている姿や読書活動に取り組む熱意に触れることであり、子どもの読書活動推進にとって重要です。そのため、大人の読書活動の推進も必要です。

大人が余暇を生かした読書や自主的学習のための読書活動を行うことは、さまざまな知恵と知識を地域や子どもにもたらし、地域の文化的成熟度への高まりに寄与していきます。

### 【具体的な取組】

- ・「しみず教育の四季」で推奨している「夕べの読書」の啓発を行います。
- ・図書館と各種団体と連携し、団体への貸出及び充実を図ります。
- ・読書ボランティア団体の養成・育成、活動の支援を行います。

## 1-3 学校等における読書活動の推進

学校は、子どもにとって学力を身に付ける場であると同時に集団生活の中で倫理観や他の人への理解力を養う大事な人間形成の場です。この時期に読書習慣を確立することは、自己形成に大きく影響するとともに、基礎学力の向上につながると言われています。子どもたちが学校で読書の習慣を身に付けられるよう読書指導を充実する必要があります。

### 【具体的な取組】

- ・子どもが読書習慣を身に付けるために「朝読書」などに取り組むことで、読書の楽しさを知るきっかけづくりを行っていきます。
- ・図書館（室）や資料の利用方法を児童に覚えてもらうことにより、調べる力を付け主体的に学習する能力を育成します。
- ・読書習慣を身に付けることで、読解力を付けると共に、創造力・想像力、感受性を養います。
- ・各教科学習や調べ学習用の資料を整理し、充実させ図書館（室）の「学習・情報センター」の機能を充実させると共に、調べる力を育成します。

【基本目標1】社会全体での子どもの読書活動の推進の目標指標

指標	指標の概要	現状 (R7 調査)	目標 (R12)
家庭での読書の状況	「家や図書館で、普段（月～金曜日）、1日どれくらいの時間、読書をしますか」の設問に対し、「10分以上」と回答した割合	小 25.4% 中 49.4% *1	73% (北海道教育推進計画における目標指数)
	「普段、1日にどれくらいの時間、読書をしますか」の設問に対し、「読んでいる」と答えた児童・生徒の割合	49.3%	52% *2 全国 47.3%
	「普段、1日にどれくらいの時間、読書をしますか」の設問に対し、「読んでいる」と答えた保護者の割合	43.4%	52%
読書が好きな児童・生徒の割合	「読書は好きですか」の設問に、「当てはまる」「どちらかという当てはまる」と答えた児童・生徒の割合	56.0%	67%
家庭による読み聞かせの状況	「子どもに読み聞かせをしていますか」の設問に「ほぼ毎日」「週に1～3回」と答えた割合	59.2%	70%

令和7年度清水町「子どもの家庭での読書環境等に関する調査」

\*1 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(清水町内小中学校)

\*2 (株)ベネッセホールディングス 2025「子どもの生活と学びに関する調査」

## 2【基本目標2】子どもの学びを支える読書環境の整備

### 2-1 地域における読書環境の整備

#### ア 図書館の資料の充実・施設の整備

図書館は子どもだけではなく、大人にも読書活動に対する理解・関心を高めてもらうため蔵書構成の見直しや更新などを行っています。利用の促進において、資料や施設の整備・充実は必要不可欠です。資料整備の中で、親が子どもに図書館へ行かせたくなるような図書等を揃えることが重要です。また、保護者が求める情報を提供するための資料収集や施設の環境整備も必要です。

#### 【具体的な取組】

- ・子どものための絵本、図書などを充実させるほか、親の子育て意識を深めるための育児に役立つ本を充実させ、子育てや家庭教育に役立てるようにします。
- ・保護者が子どもと一緒に安心して過ごせる環境の整備に努めます。
- ・町民の誰もが、ゆっくり落ち着いて読書活動ができるよう、居心地の良い環境の整備に努めます。
- ・図書館職員の質を高め、町民が必要としている情報を速やかに提供できるよう研修の充実に努めます。

#### イ こども園の取組

遊びの中に絵本や物語を取り入れる、自然体験的な活動には図鑑を活用するなど、保育を通して本が身近になる環境づくりを行います。

乳幼児期の教育や保育の場で本に接する機会をつくることで、興味や好奇心が高められ、感性が養われると共に、家庭への読書の働きかけにもつながります。

#### 【具体的な取組】

- ・より多くの絵本や物語等に接する機会を得られるよう、図書館と連携し園内での本の提供を行います。

#### ウ 保健福祉課と子育て支援課の取組

子どもたちの心と体の健康を守る保健福祉課・子育て支援課が連携し、情報を交換・共有することで、子どもたちの成長過程においてのあらゆる面で支援を行います。その中で読書の位置付けと、読書の大切さを理解してもらうよう働きかけます。

#### 【具体的な取組】

- ・7、8 ヶ月検診児等を対象に、ブックスタート事業を行い、親子のコミュニケーションに絵本を活用し、乳幼児期から本が身近にある環境づくりの啓発を実施します。

## エ ボランティアの取組

読み聞かせボランティアグループ五月会により、図書館、学校にて読み聞かせ活動が行われています。しかし、その活動の担い手が不足している事が大きな課題となっています。子どもの読書活動を進めていくうえで地域の方々の支えはなくてはならないため、新たな人材の確保、育成、養成が必要とされます。

### 【具体的な取組】

- ・活動の担い手となる新たな人材の発掘・育成を行うため、図書館と連携し読み手育成講座への参加など、多くの方が活動に興味を持ってもらえるよう働きかけます。

## 2-2 学校等における読書環境の整備

学校図書館（室）は子どもたちが日常的に読書を楽しめる場であるとともに、図書館活動や読書指導の場として重要な役割を果たしています。子どもたちにとって最も身近で、より多くの本に接することができる場として学校図書館（室）は欠くことのできない機能です。町立図書館と連携し、両施設の利用を子どもたちに促すことにより、一層の読書活動を推進します。

### 【具体的な取組】

- ・総合学習、教科学習で使用する図書を整備を進めます。
- ・町立図書館と連携し、子どもの読書への関心と興味を高められるようにします。
- ・入学時等に図書室の利用案内を行い、スムーズな利用を支援します。
- ・司書・司書教諭の配置、図書委員により図書館（室）の充実を図ります。

## 【基本目標2】子どもの学びを支える読書環境の整備の目標指標

指標	指標の概要	現状 (R7 調査)	目標 (R12)
図書館、改善センター図書室の利用状況	「1 ヶ月あたりどれくらい行きますか」の設問に対し、「月1回以上」と答えた児童・生徒の割合	17.3%	21%
	「1 ヶ月あたりどれくらい本を借りますか」の設問に「1冊以上」と答えた児童・生徒の割合	22.7%	26%
学校図書館（室）の利用状況	「1 ヶ月あたりどれくらい行きますか」の設問に対し、「月1回以上」と答えた児童・生徒の割合	40.4%	48%
	「1 ヶ月あたりどれくらい本を借りますか」の設問に「1冊以上」と答えた児童・生徒の割合	36.9%	43%

\*令和7年度清水町「子どもの家庭での読書環境等に関する調査」

【資料】

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### （子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

#### （都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### （子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### （財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。